

令和5年第1回美幌町議会臨時会会議録

令和5年1月18日 開会

令和5年1月18日 閉会

令和5年1月18日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 1 号 令和 4 年度美幌町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について

○出席議員

- | | | | |
|------|------------|------|--------|
| 2 番 | 藤原公一君 | 3 番 | 大江道男君 |
| 4 番 | 高橋秀明君 | 5 番 | 木村利昭君 |
| 6 番 | 伊藤伸司君 | 7 番 | 坂田美栄子君 |
| 副議長 | 8 番 岡本美代子君 | 9 番 | 稲垣淳一君 |
| 10 番 | 古舘繁夫君 | 11 番 | 上杉晃央君 |
| 12 番 | 松浦和浩君 | 13 番 | 馬場博美君 |

○欠席議員

- 1 番 戸澤義典君 議長 14 番 大原昇君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | | | |
|------|-------|----------------|------|
| 美幌町長 | 平野浩司君 | 教育委員会
教育委員長 | 矢萩浩君 |
| 監査委員 | 高木清君 | | |

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | | | |
|----------|--------|-----------|--------|
| 副町長 | 高崎利明君 | 総務部長 | 小室保男君 |
| 町民生活部長 | 関弘法君 | 福祉部長 | 河端勲君 |
| 経済部長 | 後藤秀人君 | 建設部長 | 那須清二君 |
| 病院事務長 | 但馬憲司君 | 事務連絡室長 | 志賀寿君 |
| 会計管理者 | 田中三智雄君 | 総務課長 | 斉藤浩司君 |
| 危機対策課長 | 弓山俊君 | 政策課長 | 沖崎寿和君 |
| 財務課長 | 吉田善一君 | 町民活動課長 | 佐久間大樹君 |
| 戸籍保険課長 | 佐々木斉君 | 税務課長 | 松尾まゆみ君 |
| 社会福祉課長 | 水上修一君 | 保健福祉課長 | 中尾亘君 |
| 農林政策課長 | 橋本勝君 | 耕地林務主幹 | 伊藤寿君 |
| みらい農業課長 | 午来博君 | 商工観光課長 | 影山俊幸君 |
| 建設課長 | 森口尚博君 | 建築主幹 | 宮田英和君 |
| 環境管理課長 | 鶴田雅規君 | 上下水道課長 | 石山隆信君 |
| 病院総務課長 | 以頭隆志君 | 地域医療連携課長 | 高山吉春君 |
| 事務連絡室次長 | 横山聖二君 | 教育部長 | 遠藤明君 |
| 監査委員事務局長 | 遠國求君 | 監査委員事務局次長 | 小室秀隆君 |

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○副議長（岡本美代子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回美幌町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（岡本美代子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番稲垣淳一さん、10番古館繁夫さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○副議長（岡本美代子君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る1月13日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） [登壇] 令和5年第1回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る1月13日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○副議長（岡本美代子君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（岡本美代子君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○副議長（岡本美代子君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので御了承願います。

なお、大原議長、戸澤議員、所用のため、本日欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承を願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○副議長（岡本美代子君） 町長から本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） [登壇] 本日、ここに令和5年第1回美幌町議会臨時会が

開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

補正予算について。

議案第1号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第12号）については、町道除排雪委託料として2,695万円を、出産・子育て応援支援金として943万4,000円を、新型コロナウイルス感染症傷病見舞金給付事業として240万円を、新規就農者に係る経営発展支援事業補助金として93万円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

◎日程第3 議案第1号

○副議長（岡本美代子君） 日程第3 議案第1号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の5ページになります。

議案第1号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,971万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億550万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の14、15ページを御覧いただきたいと思っております。

3、歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、4、傷病見舞金給付事業費の増、負担金、傷病見舞金240万円につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者のうち、個人事業主の方が新型コロナウイルスに感染し、療養のため事業を休止された場合、1日1万円の見舞金を支給するための予算計上になります。

これまでは一律30万円を支給しておりましたが、昨年9月に療養期間が短縮され、療養中の行動制限も緩和されましたので、9月末をもって事業を一旦終了したところでございます。

しかしながら、新型コロナの収束を見通せる状況にはなく、引き続き、個人事業主の方が安心して療養できる環境を整える必要があることから、実態に即した内容へと制度設計を見直し、見舞金の支給に空白期間が生じることのないよう、昨年10月に遡及して適用いたします。

有症状者の療養期間に基づき、見舞金は1人8万円としますが、入院などによって療養期間が長期に及ぶ場合には、療養の日数に応じて1日1万円の見舞金を支給いたします。

補正予算では、昨年10月以降の対象者を30名と見込み、240万円を予算措置しております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、3、母子保健事業費の増、943万4,000円につきましては、国の第2次補正予算において創設された出産・子育て応援交付金を活用して、妊娠届出及び出生届出を行った方に対し、合わせて10万円の支援金を支給するための予算計上になります。

安心して出産や子育てを行えるように、

妊娠期から出産、子育てまでを一貫して、身近で相談に応じながら、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的な支援を一体的に実施いたします。

事業の開始時期は、本年2月1日ですが、令和4年4月以降に出産された全ての方を支給対象とし、妊娠届出時の面談実施後に5万円、出生届出時の面談実施後に5万円、合わせて10万円を支給いたします。

今回の補正予算では、消耗品費などの事務費のほか、出産・子育て応援支援金を支給するための所要額として940万円を計上しております。

次に、中段の6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費、2、新規就農者等支援事業費の増、補助金、経営発展支援事業補助金93万円ですが、こちらは、次世代を担う農業者の育成と確保を目的に、経営発展に資する機械や施設の導入を支援するもので、農林水産省の間接補助となります。

対象者は、昨年4月に美富地区で新たに就農を開始した農業者1名で、導入する農業機械、スタブルカルチは、畑を耕す・起こす機械ですが、こちらの機械の購入費に対しまして、国と北海道が4分の3を補助いたします。

事業採択に向け申請をしておりましたが、12月27日に割当て内示がありましたので、今回、補正予算を措置いたします。

下段の8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、3、除雪対策事業費の増、施設維持管理等委託料、除排雪委託料の2,695万円につきましては、12月に一斉除雪を3回実施するなど、予算額に不足が生じるおそれがありますので、町民生活に支障を来すことがないように、予算額を増額いたします。

当初予算では、一斉除雪として5回分を

計上しておりましたが、既に3回分を執行済みであり、年度末の3月下旬まで、例年あと5回程度の一斉除雪が想定される場所です。

このため、一斉除雪を3回、交差点の排雪を1回、それぞれ実施できるように、所要額として2,695万円を追加いたします。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の12、13ページを御覧いただきたいと思います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金628万9,000円は、出産・子育て応援支援金の財源として、国から事業費の3分の2が交付されます。

次の17款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金157万2,000円は、国庫支出金と同様に出産・子育て応援支援金の財源として、北海道から事業費の6分の1が交付されます。

その下の4目農林水産業費道補助金93万円は、農林水産省の間接補助で、認定新規就農者が導入する農業機械の購入に対し、4分の3が補助金として交付されます。

最後に、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3,092万3,000円は、今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

なお、参考資料の2ページ、資料1に年度末の基金予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

以上、議案第1号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 14、15ページ、予防費の中の出産・子育て応援支援金のことについてお伺いします。

今回、道・国からお金がもらえるということで、改めていい制度がまたできるなと思います。

美幌町の出産予定人数もなかなか多くはないのですけれど、3年間となると結構な受入人数になります。

改めてこの制度になったときに、受入れする場所を考えましたら、現在ある美幌町の1階の窓口でやるのか、それとも個室を用意するのか、常設でやるのか。

せっかくの制度なのに、相談となれば時間もかかるし、その辺の場所の問題だとかをきちんと対応しないと。

あと、保健師さんたちのローテーションも含めて、その対応について予算が何も計上されていないので、それは改めてまた検討されて出てくるものなのか、その辺の説明を1回お願いします。

○副議長（岡本美代子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

出産・子育て支援事業をスタートするに当たっての場所の確保でございますが、美幌町の場合、令和2年10月からはぐのんという窓口を設け、一体化の子育て支援事業を既に実施しております。

また、現在、しゃきっとプラザにおいて、出産後の4か月、10か月、1歳半、3歳に当たるまでの健診を保健師主体で実施しておりますので、はぐのんのとしゃきっとプラザを活用しながら、十分にこの事業を実施していただけるものと考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（岡本美代子君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今回この制度が導入されて、該当になる方々にはしっかり

とこの制度を使ってもらおうということになると、今言うはぐのんのも含めて、人数的に場所の確保は十分だという表現でいいのですか。

そこだけお願いします。

○副議長（岡本美代子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 先ほど議員おっしゃられたとおり、コロナの影響もありまして、出生数が年々減少している状況にはございますが、おおむね月7名から8名程度の妊娠及び出生届出でないかなと思っております。

遡及するとしても、文書で通知をして、生まれた後もしっかり健診等、ずっとケアをしていきますが、先ほど答弁しましたとおり、はぐのんのも含めてしゃきっとプラザで十分活用していけると考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 15ページ、コロナの傷病見舞金給付事業のことでお伺いしたいと思います。

コロナ禍で、今、薬局とかでも証明書とかを発行されると思います。

この証明書について、どのような証明書が必要になるのかを教えていただければと思います。

○副議長（岡本美代子君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木齊君） 御答弁申し上げます。

現在、新型コロナウイルスにつきましては、症状軽快の方については医療機関を受診しないという例がございますが、北海道陽性者登録センターというのがございまして、コロナに感染したという相談があった場合につきましては、町も医療機関もそちらを御紹介させていただいております。

基本的には、そちらに登録していただいたことによって感染の確認をして、証明とさせていただきます考えであります。

ただ、この制度を余り存じない方で、ここへの登録がちょっと遅れてしまったという方がおられましたら、その実態の把握につきましては、基本は今の軸が中心にはなるのですが、そこだけにこだわらず、その方へのヒアリングを中心に、状況も十分勘案の上、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 遡ってコロナになった個人事業主の方に傷病見舞金が出ることなので、その中で証明書をもらわないでそのまま発熱外来に行って、先生からコロナでしたと言われた人も、取りあえず御相談すれば、何の証明書がなくてもいいと言ったらおかしいですけど、そのような事業主にもお金が出るという解釈でよろしいでしょうか。

○副議長（岡本美代子君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議員からお話がありました証明書についてですが、今回の新しい制度につきましては、陽性の判断をするに当たって、それぞれ証明書の提示を求める形を基本にとらせていただいております。

今、課長から答弁申し上げましたとおり、その証明書につきましては、登録センターへの登録をもって証明をいただくということが基本と、私たちは考えてございます。

つまり、個人事業主の方でございまして、当然、しっかり療養していただいて事業の復帰を目指すということを考えたときには、陽性者登録センターに登録をいただいたことにより、特に、病状の悪化があったときには、必要な支援というものも保健所からいただけるようなシステムになって

ございます。

そのような意味もありまして、個人事業主の方につきましては、今、申し上げた陽性者登録センターへの登録というのを軸に、基本に考えていることには変わりはありません。

ただ、今回、10月に遡及をするということでございます。

今後、新たに発症される方につきましては、こうした登録の旨の周知というのを徹底するわけでございますが、遡及する方につきましては、基本的には今申し上げたとおり、個人事業主の責任として登録というのをある程度軸に我々は考えてございます。仮にそうでない場合につきましては、陽性になった、あとは事業を休止したということが客観的に確認できる資料等があれば、そこは検討してまいりたいと考えてございます。

ただ、基本的には、陽性者登録センターへの登録、そして、そこでの証明ということを軸に考えてございます。

よろしく願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私から同じく傷病見舞金給付事業費について、2点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

資料とかも拝見させていただいたのですが、実際の所得や収入が減ったかどうかというのは関係がないのかどうか、これがまず一つ。

それと、協会けんぽ等の社会保険ですと、傷病見舞金というのは4日間の免責期間がございまして。

ここにはそのような記載がないのですけれども、これはあえて免責期間は設けていないのかどうかということで、この二つの確認をお願いいたします。

○副議長（岡本美代子君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木齊君） 御答弁申

上げます。

この制度につきましては、令和2年の創設当時から所得の減少に対応するという制度で実施しておりませんので、今回、制度のリニューアルはさせていただきましたが、同様に所得の減少を把握してということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、社会保険とかの傷病手当金につきましては、4日間の免責期間があるというお話でしたが、こちらの制度につきましても、当初から免責期間を設けずに町独自の見舞金制度として実施しており、その内容を引き継ぐ形で実施したいと考えております。

こちらにつきましても、前回同様ということで御理解していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○副議長（岡本美代子君） 10番古館繁夫さん。

○10番（古館繁夫君） 委託料の除排雪のことについて、お尋ねをいたします。

総務部長からお話があったので、もうちょっと詳しい話をお聞かせいただきたいということでもあります。

今回2,695万円という補正を組むのでありますけれども、町内の交差点で安全確認がなかなかできないというところをきつと排雪してくれるのだらうと思ひます。

私が今こうして立っている、また、お尋ねしたいという理由の一つに、積算根拠というのでしょうか、町内をエリアごとに分けて業者さんへお願ひをして、ここは何立米ある、ダンプで何台ぐらいあるとか、そのような根拠から成り立っているのか。

それから、交差点などは、道路から向こう側が〇〇運送さん、こちらからこちらは〇〇さんだとかがあるのか、または、交差点1か所が何立米ぐらい、ダンプ何台ぐらいだからこれぐらいだということをきちんと業者さんと打合せをしているのか。

それから、最後に一つ。

それは、今日臨時会が終わった後、あしたからでもやるのか、なるだけ早くやってほしいけれども、その辺もお答え願ひたい。

○副議長（岡本美代子君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 交差点の排雪等につきまして御質問いただきました。

こちらにつきましては、例年、ある程度積雪があって、一斉除雪の雪がたまってきたところを見計らって、私どものパトロールも含めまして、あとは各自治会ですとか、町民の方からの御要望に応じまして、ひどいところを個別に取る場合と、一斉に各エリアの業者さんにお願ひをしてやる場合と2種類がございます。

現在は、12月の湿った雪が一部堆積されているところがございますので、御要望いただきましたところについて、既に何箇所か個別に対応しているところがございます。

この後の積雪も考えまして、随時パトロールを回っていることもございますし、自治会ですとか、町民の方の御要望に応じて、緊急につきましては、個別に対応していきたいと考えているところでございます。

また、委託料について、基本的に個別に対応した分につきましては、雪の量といますよりも、使った車両と作業の時間によってお支払いさせていただいているところでございます。

また、一斉排雪につきましては、今日現在では、あしたからという決定とかはしてございませんが、早急に検討させていただきます。

○副議長（岡本美代子君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 15ページ、3点ありまして、傷病見舞金を10月に遡及するというところで、実際に9月末までに支

援した人が、実績としてどの程度いらっしやったのかということが、まず一つ目の質問です。

次に、その下の出産・子育て応援支援金 940万円、既に出産した人あるいはこれから出産する人もいらっしやるし、妊娠届ということでお話がありましたけれども、出産と妊娠届の方が何人で、どのように積算しているのかという内訳をお知らせいただきたいと思います。

それから、1番下の除排雪委託料ですが、追加3回分と交差点排雪について、1回当たり幾らになっているのか、それぞれの内訳をお知らせください。

○副議長（岡本美代子君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木齊君） 御答弁申し上げます。

傷病見舞金について、9月末までの実績は23件となっておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（岡本美代子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

940万円の内訳でございます。出生者の出生実績及び3月までの見込みでございますが、65名掛ける10万円、うち12月末までの実績が53名です。

もう一つは、妊娠届5万円対象者が58件です。58件掛ける5万円、合わせて940万円となっております。

よろしくお願いたします。

○副議長（岡本美代子君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 除排雪委託料の補正の根拠でございます。

一斉除雪分につきましては、昨年実績を割り返しまして1回当たり615万円の3回分、角取り分につきましては、こちらも昨年実績等を考えまして、1回当たり民間7社で850万円の1回分を追加で計上し

ているところでございます。

以上です。

○副議長（岡本美代子君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 除排雪のところ、先ほど古館議員からもお話がありましたけれど、12月の降雪は雨まじりで相当硬く、私も角をスコップでやろうとしましたが、なかなか砕けないような状況でした。

出会い頭の物損事故とかも発生する可能性の高い箇所があります。パトロールされているということですが、特に、雪山高というのか、適宜、そのようなところや道路環境をよく見ていただいた中で、必要な除雪を町民の皆さんも望んでいます。

ぜひ、古館さんと同様に、そのような対応をしていただきたいと思います。

○副議長（岡本美代子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岡本美代子君） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（岡本美代子君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○副議長（岡本美代子君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前10時31分 閉会

美幌町議会議長

副議長

署名議員

署名議員